

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更届出手続きについて

みなし登録電気工事業者は、電気工事開始届出時の届出事項に変更が生じたときは、その旨を届け出た都道府県知事に届け出なければなりません。

届出事項の変更手続きに関しては、変更届出書以外にその変更内容によって提出していただく書類が異なります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 必要な書類（手数料は不要です。）

(1) 様式第29号 電気工事業に係る変更届出書

(2) 添付書類

※) 変更内容により、提出していただく書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。

2 受付期間

随時

3 提出先・問い合わせ先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL : (083) 933-3155
